

# 令和6年度第1回名古屋市障害者差別解消支援会議

日時：令和6年7月30日（火）午前10時～

場所：名古屋市公館 レセプションホール

- 1 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案） 【資料1】（P.1）

- 2 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み 【資料2】（P.27）

- 3 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況 【資料3】（P.35）

## <参考資料>

- ① 愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例（P.46）
- ② 名古屋市障害者差別解消支援会議開催要綱（P.48）
- ③ 名古屋市障害者差別解消支援会議委員名簿（P.49）

令和6年度第2回

名古屋市障害者差別解消支援会議

令和6年9月11日（水）13時30分～

# 1 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案）について

## (1) 条例改正に関する概要

ア 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の改正に伴い、条例の規定との整合を図るため、令和5年度において、「事業者の合理的配慮の提供の義務化」について、条例改正を行った。

（令和6年4月1日施行）

イ ア以外の事項に係る条例改正【令和6年度】

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事象に係る検証委員会による検証結果や、令和5年度までの障害者差別解消支援会議での議論を踏まえ、所要の改正を行う。

## (2) 条例改正スケジュール（案）

時 期	内 容
令和6年7月	<b>第1回障害者差別解消支援会議（7/30）</b> （条例改正案の提示）
8月	障害者団体連絡会（8/23）（条例改正案の提示）
9月	障害者施策推進協議会（9/6）（条例改正案の提示）
	<b>第2回障害者差別解消支援会議（9/11）</b> （条例改正修正案の提示）
11月	パブリックコメント
令和7年2月	改正条例の議会への上程
	<b>第3回障害者差別解消支援会議</b> （条例改正内容の報告）
	障害者施策推進協議会（条例改正内容の報告）
	改正条例施行に向けた周知（条例ガイドブック等の更新）
4月	改正条例の施行（1日～）

### (3) 条例改正 (案) 【令和6年度】

#### ア 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証について (中間報告) への対応 (※ 今回追加分)

##### (ア) 概要

中間報告の内容を踏まえ、以下の点について、条例に追加する。

【参考】中間報告 (関係部分抜粋)

##### 第7. 今後の検証に向けて (関係部分抜粋)

障害者差別の解消を一層推進するため、市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築【\*1】や、市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組【\*2】等について、障害者差別解消推進条例の改正の必要性を含め検討していきたい。

【参考】名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書 (名古屋市障害者施策推進協議会) (関係部分抜粋)

2. 検証委員会の検証を受けるとともに名古屋市として再発防止方針を明確にしていきたい

3) 名古屋市行政を相手とした差別に関わる紛争に対する対応策の再検討と具現化

#### 【\*1】市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築について

(第13条、15条、18・19条関係)

・差別事案の当事者が市の場合も、差別相談の対象となること、また、助言又はあつせんの申立て、措置の求め、勧告等の対象に含まれることを、条例に追加する。

#### 【\*2】障害者理解の更なる促進の取組について

(第2条、4条関係)

・市の責務として、職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知することを、条例に追加する。

・市職員の責務として、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践していくことを、条例に追加する。

(第2条、5・6条関係)

・事業者及び市民の責務として、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めることを、条例に追加する。

(第20条関係)

・市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動を市全体で推進することを、条例に追加する。

(イ) 条例の改正案 (※            今回追加箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(定義) 第2条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力する。</p> <p>(市民の責務) 第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面す</p>	<p>(定義) 第2条 (略) <u>(7) 意識のバリアフリー行動 周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすことをいう。</u></p> <p>(市及び市職員の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 <u>2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知を行うものとする。</u> <u>3 市職員は、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。</u></p> <p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。</p> <p>(市民の責務) 第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面す</p>

る課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力する。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

(相談)

第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター(以下「差別相談センター」という。)及び地域の相談窓口を設置する。

- 2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。
- 3 (略)
- 4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

る課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

(事業者における適切な対応)

第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、法第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

(相談)

第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター(以下「差別相談センター」という。)及び地域の相談窓口を設置する。

- 2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。
- 3 (略)
- 4 差別相談の相手方となる者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害者等は、市又は事業者(以下「事業者等」という。)を相手方とする差別相談に係る事案について、差別相談センターが調整を行ってもなお解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(措置の求め)

第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者
- (2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者
- (3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

(勧告等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者
- (2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者
- (3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

(啓発等)

第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

(新設)

(措置の求め)

第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者等又は受諾したあっせん案に従わない事業者等
- (2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者等
- (3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等

(勧告等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者
- (2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者等
- (3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等

(啓発等)

第20条 市は、市職員、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

2 市は、市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動を、市全体で推進するものとする。

## イ 定義

### (ア) 概要

(第2条関係)

・障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の表記を踏まえ、定義について、条例に追加する。

・障害者差別解消支援会議委員意見より、「身体障害」に係る障害種別の内訳について、条例に明記する。

### (イ) 条例の改正案(※ \_\_\_\_\_法等に基づく改正、 \_\_\_\_\_委員意見に基づく改正)

現在の条例	条例の改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。)等を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害(<u>視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等</u>)、知的障害、精神障害(発達障害及び <u>高次脳機能障害</u>を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。)等を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 事業者 <u>目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者(国、地方公共団体、独立行政法人等及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)</u>をいう。</p>

## ウ 情報取得等に関する考え方

### (ア) 概要

#### (第3条関係)

・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月25日施行。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)に規定されている考え方について、条例に追加する。

【参考】障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(関係部分抜粋)

#### (基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

1～2 (略)

3 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

4 デジタル社会(デジタル社会形成基本法第2条に規定するデジタル社会をいう。)において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

#### (第23条関係)

・障害者差別解消支援会議委員意見より、「意志疎通手段」の例示として、「筆談」・「代読」・「代筆」について、条例に追加する。

### (イ) 条例改正案(※ \_\_\_\_\_法に基づく改正、\_\_\_\_\_委員意見に基づく改正)

現在の条例	条例の改正案
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段(情報</p>



報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

(意思疎通手段の利用の促進)

第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

通信技術を活用した意思疎通のための手段を含む。）及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得できるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

(意思疎通手段の利用の促進)

第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

## エ 国や他の地方公共団体との連携協力

### (ア) 概要

#### (第4条関係)

- ・改正後の障害者差別解消法第3条第2項に追加された国及び地方公共団体相互の連携協力について、条例に追加する。

【参考】障害者差別解消法（関係部分抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条（略）

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

### (イ) 条例の改正案（※ 法改正に基づく改正）

現在の条例	条例の改正案
<p>（市の責務）</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>（市の責務）</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 <u>市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。</u></p> <p>3 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>

## オ 合理的配慮の提供

### (ア) 概 要

#### (第7条関係)

- ・事業者への合理的配慮の提供支援に係る施策を実施することを、条例に明記する。

#### (第9条関係)

- ・障害者差別解消支援会議委員意見より、基本方針の表記を踏まえ、市及び事業者が行う合理的配慮の提供にあたっての留意点について、条例に追加する。

#### (第8条・11条関係)

- ・第9条第3項の追加に伴い、第11条後段の内容が重複することから、第11条は削除とし、第11条前段の内容を第8条第2項に追加する。

### 【参考】基本方針（関係部分抜粋）

#### 第2 3 合理的配慮

##### (1) 合理的配慮の基本的な考え方

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

##### (2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(イ) 条例の改正案

(※ 本市事業、委員意見に基づく改正、付随する改正)

現在の条例	条例の改正案
<p>(事前的改善措置) 第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。 <u>(新設)</u></p>	<p>(事前的改善措置) 第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。 <u>2 市は、事業者が合理的配慮を的確に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に係る施策を実施するものとする。</u></p>
<p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止) 第8条 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止) 第8条 (略) <u>2 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</u></p>
<p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供) 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供) 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。 2 (略) <u>3 合理的配慮の提供は、当該障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。</u></p>
<p>(市及び事業者の判断に係る内容の説明) <u>第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</u></p>	<p>第11条 削除</p>

## カ 人材育成

### (ア) 概要

#### (第13条関係)

・改正後の障害者差別解消法第14条に追加された障害者差別に関する相談に対応する人材の育成について、条例に追加する。

#### 【参考】障害者差別解消法（関係部分抜粋）

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

### (イ) 条例の改正案（※ \_\_\_\_\_法改正に基づく改正）

現在の条例	条例の改正案
（相談） 第13条 1～4 （略） <u>（新設）</u>	（相談） 第13条 1～4 （略） <u>5 市は、差別相談に対して適切に対応できるよう、差別相談に対応する人材を育成する。</u>
<u>5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</u>	<u>6 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</u>

キ 調査研究等

(ア) 概要

(第 25 条の 2 関係)

- ・改正後の障害者差別解消法に第 16 条第 2 項として新たに追加された障害者差別解消のための取り組みに関する情報（事例等）の収集、整理及び提供を踏まえ、障害者差別解消に関する調査研究及び情報収集について、条例に追加する。
- ・併せて、その内容を障害者差別解消支援会議において共有する旨について、条例に追加する。

【参考①】障害者差別解消法（関係部分抜粋）

<p>(情報の収集、整理及び提供)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。</p>
--

【参考②】名古屋市障害者差別相談センター事業実施要綱（関係部分抜粋）

<p>(事業内容)</p> <p>第 5 条 センターの事業内容は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者差別に関する相談、調査及び調整等</li> <li>(2) 次条に定める連絡調整会議の運営</li> <li>(3) 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成</li> <li>(4) 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業</li> <li>(5) <u>障害者差別解消に関する調査研究及び情報収集</u></li> <li>(6) 障害者差別に関する実績の集計</li> <li>(7) その他障害者差別解消の推進に関して市長が必要と認める事項</li> </ol>
--

(イ) 条例の改正案（※ \_\_\_\_\_ 法改正等に基づく改正）

現在の条例	条例の改正案
<p>(新設)</p>	<p>(調査研究等)</p> <p><u>第 25 条の 2 市及び差別相談センターは、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集を行い、名古屋市障害者差別解消支援会議を通じた情報の共有を行うものとする。</u></p>

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年条例第61号）改正案（新旧対照表）

現 行	改正（案）
<p>○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p> <p>目次 前文 第1章 総則（第1条—第7条） 第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条—第12条） 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条） 第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26条） 附則</p> <p>誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。</p> <p>近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。</p> <p>こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。</p> <p>それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安</p>	<p>○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p> <p>目次 前文 第1章 総則（第1条—第7条） 第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条—第12条） 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条） 第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26条） 附則</p> <p>誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。</p> <p>近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。</p> <p>こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。</p> <p>それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安</p>

現 行	改正 (案)
<p>心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>(1) 障害者 身体障害（<u>視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等</u>）、知的障害、精神障害（<u>発達障害及び高次脳機能障害</u>を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
<p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
<p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p>	<p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p>
<p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>	<p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>
<p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮</p>	<p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮</p>



現 行	改正 (案)
<p>をしないことをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</p> <p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側と</p>	<p>をしないことをいう。</p> <p><u>(6) 事業者 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者(国、地方公共団体、独立行政法人等及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)</u>をいう。</p> <p><u>(7) 意識のバリアフリー行動 周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすことをいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段(情報通信技術を活用した意思疎通のための手段を含む。)及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保され、<u>可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得できるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</u></p> <p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側と</p>

現 行	改正（案）
<p>に分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。</p>	<p>に分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市及び市職員の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知を行うものとする。</u></p> <p><u>3 市職員は、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。</u></p> <p><u>4 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。</u></p> <p>5 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、<u>積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。</u></p>

現 行

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(事前的改善措置)

第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。）及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(新設)

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

改正(案)

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。

(事前的改善措置)

第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条において同じ。）及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

2 市は、事業者が合理的配慮を的確に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に係る施策を実施するものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

現 行	改正（案）
<p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い</p>	<p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い</p>

現 行	改正 (案)
<p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第10条 削除</p> <p><u>(市及び事業者の判断に係る内容の説明)</u></p> <p>第11条 市及び事業者は、<u>不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</u></p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、<u>障害を理由とする差別の解消</u></p>	<p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p><u>2 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</u></p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>3 合理的配慮の提供は、当該障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。</u></p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、<u>法第11条第1項に規定する対</u></p>

現 行	改正 (案)
<p>の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。）</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委</p>	<p>応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。）</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>5 市は、差別相談に対して適切に対応できるよう、差別相談に対応する人材を育成する。</p> <p>6 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委</p>

現 行	改正 (案)
<p>員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p>	<p>員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p>
<p>第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>第15条 障害者等は、市又は事業者(以下「事業者等」という。)を相手方とする差別相談に係る事案について、差別相談センターが調整を行ってもなお解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の5に規定する紛争については適用しない。</p> <p>(助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p>	<p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の5に規定する紛争については適用しない。</p> <p>(助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p>
<p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p>	<p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。</p> <p>(助言又はあっせん)</p>	<p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。</p> <p>(助言又はあっせん)</p>
<p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果(同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果)を通知するとともに、助言又はあっせんを</p>	<p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果(同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果)を通知するとともに、助言又はあっせんを</p>

現 行	改正 (案)
<p>行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>(措置の求め)</p> <p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>(勧告等)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従</p>	<p>行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>(措置の求め)</p> <p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者等又は受諾したあっせん案に従わない事業者等</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者等</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等</p> <p>(勧告等)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者等</p> <p>(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従</p>



現 行	改正 (案)
<p>われないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p>	<p>われないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p>
<p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p>	<p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p>
<p>第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p>	<p>第20条 市は、市職員、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 市は、市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動を、市全体で推進するものとする。</p>
<p>(教育上の支援)</p>	<p>(教育上の支援)</p>
<p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p>
<p>(手話言語の普及)</p>	<p>(手話言語の普及)</p>
<p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(意思疎通手段の利用の促進)</p>	<p>(意思疎通手段の利用の促進)</p>
<p>第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p>	<p>第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p>
<p>(災害時の支援)</p>	<p>(災害時の支援)</p>
<p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に</p>	<p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に</p>

現 行	改正（案）
<p>対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>（名古屋市障害者差別解消支援会議）</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（委任）</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>（名古屋市障害者差別解消支援会議）</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>（調査研究等）</u></p> <p><u>第25条の2 市及び差別相談センターは、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集を行い、名古屋市障害者差別解消支援会議を通じた情報の共有を行うものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

<あて先>名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 岡崑・坪井 行

※ 送信票は不要です。令和6年8月13日(火)までに、この用紙のみをFAX(951-3999)又は電子メール(a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)にてお送りください。

※ なお、任意様式により、送付いただいても結構です。

## 令和6年度第1回名古屋市障害者差別解消支援会議 意見シート

委員名 \_\_\_\_\_

議 題	ご 意 見 等
「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正(案)	
そ の 他	

## 2 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和5年度】

## (1) 相談及び紛争解決体制等

区 分	内 容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	<p>障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。</p> <p>地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。</p> <p>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。</p>
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 (令和6年3月26日)	<p>事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。</p> <p>令和5年度は、あっせん事案がなかったため、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催。</p>
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催  (令和5年5月22日) (令和5年8月22日) (令和6年3月26日)	<p>地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。</p> <p>名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。</p>
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催  (令和5年6月12日) (令和5年8月21日) (令和6年1月9日)	<p>全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。</p> <p>各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改正案の確認、意見交換を実施。令和5年12月一部改正し、市職員全員へ配布・周知。</p>

## (2) 職員研修

### ア 健康福祉局主催（障害企画課）

区 分	内 容	参加者数
本市課長級職員研修 (令和5年11月1日・12月25日)	・障害理解についての講演 ・グループワーク	146人
指定管理事業者向け研修 (令和5年12月26日・27日)	・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク	151人
窓口職員等向け研修 (令和5年10月30日・11月7日)	・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク	47人

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、グループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

### イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区 分	内 容	参加者数
人権指導者養成研修 (令和5年7月20日)	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など	36人
新規採用者研修 (令和5年7月11・13日)	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など	488人

※「職場内人権研修」（令和5年12月4日～令和6年1月17日）eラーニング  
全職員を対象に「人権基本」に加えて「障害者の人権」も必須科目として実施した。

### ウ 子ども青少年局主催

区 分	内 容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワークショップ研修 (令和5年7月11日)	・講義「発達障害について」 ・擬似体験 ・講演「親の思い」 ・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	20人

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報

区 分	内 容																								
概 要	<p>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施する。令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となることを受け、その周知に特に注力した。(令和5年度委託事業者：株式会社ITP)</p>																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター (B2 又は A3) とチラシ (A4) を掲出・配布 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松坂屋名古屋店</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～12月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なるばーく</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～12月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市内の郵便局</td> <td style="text-align: center;">令和6年3月18日～3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※松坂屋では、パネル設置や館内放送も実施</p> </li> <li>・ジオターゲティング広告 <p>位置情報をもとに、特定のエリアにターゲティングしてスマートフォン等への広告配信を行う手法を活用した広報を実施</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配信期間</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月8日～令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象エリア</td> <td style="text-align: center;">GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・新聞広告 <p>令和6年1月28日 (日) の中日新聞 (地域広告版) で折込チラシ配布</p> </li> <li>・デジタルサイネージ <p>名鉄名古屋駅及び松坂屋名古屋店にてデジタルサイネージを使用した広報を実施</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名鉄名古屋駅</th> <th style="text-align: center;">名古屋松坂屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">掲出期間</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月4日～10日</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放映時間</td> <td style="text-align: center;">5時30分～24時00分</td> <td style="text-align: center;">営業時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放送回数 (枠)</td> <td style="text-align: center;">4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)</td> <td style="text-align: center;">15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ウェブサイト <p>広報を見た方を誘導するウェブサイトを作成し、当市が作成した冊子・動画や事業について案内 (公開：令和5年11月29日～令和6年3月31日)</p> <p>URL : <a href="https://www.nagoya-shougai-sha-sabetukaishou.jp">https://www.nagoya-shougai-sha-sabetukaishou.jp</a></p> </li> </ul>	場 所	実施期間	松坂屋名古屋店	令和5年12月1日～12月24日	なるばーく	令和5年12月1日～12月24日	市内の郵便局	令和6年3月18日～3月31日	配信期間	令和5年12月8日～令和6年3月31日	対象エリア	GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など	区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋	掲出期間	令和5年12月4日～10日	令和5年12月1日～24日	放映時間	5時30分～24時00分	営業時間	放送回数 (枠)	4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)	15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)
場 所	実施期間																								
松坂屋名古屋店	令和5年12月1日～12月24日																								
なるばーく	令和5年12月1日～12月24日																								
市内の郵便局	令和6年3月18日～3月31日																								
配信期間	令和5年12月8日～令和6年3月31日																								
対象エリア	GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など																								
区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋																							
掲出期間	令和5年12月4日～10日	令和5年12月1日～24日																							
放映時間	5時30分～24時00分	営業時間																							
放送回数 (枠)	4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)	15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)																							

※ 令和6年度：委託事業者選考中

## イ 障害者理解に関する講師派遣事業

区分	内容
概要	<p>市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。</p> <p>【事務局ウェブサイト <a href="https://shougairikai-nagoya.jp">https://shougairikai-nagoya.jp</a>】</p>
対象者	市民又は市内の事業所、5人以上（原則）の集まり
講師料	無料（会場は申込者にて用意）

### 【コース別実績内訳】

コース		件数	参加人数	
障害理解入門	まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する	8	222	
	障害者との接し方入門	11	416	
障害特性を知り、接し方を知る	身 体 障 害	肢体不自由・車いす体験	46	2,575
		視覚障害・アイマスク体験	26	960
		聴覚障害・手話体験	15	924
		内部障害・難病	1	24
		知的障害	5	144
		精神障害	5	147
		発達障害	6	84
		総合コース	10	137
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう	26	926	
	「車いすバスケット」をやってみよう	7	383	
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者－当事者の話を聞いてみよう（講演型）	2	33	
	障害のある子どもの子育て－保護者の体験談（講演型）	3	45	
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス	3	21	
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう	1	5	
合 計		175	7,046	

※ 令和6年度：年間派遣件数を200件に拡大実施

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発

区 分	内 容
概 要	<p>・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』            条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子</p>
	<p>・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』            障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介した冊子</p>
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修 等

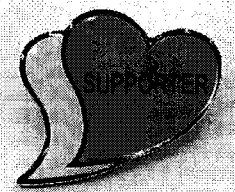
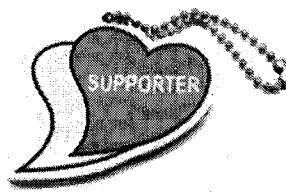



【令和6年度新規事業（案）】（※令和6年10月事業開始予定）

（1）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

区分	内容
概要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
実施主体	名古屋市 ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：5万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：10万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	<pre> graph LR     A[相談・申請 (事業者等)] --&gt; B[交付決定 (センター)]     B --&gt; C[作成・購入 (事業者等)]     C --&gt; D[完了報告 (事業者等)]     D --&gt; E[助成額確定 (センター)]     E --&gt; F[請求 (事業者等)]     F --&gt; G[交付・公表 (センター)]     </pre>
留意事項	・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に参画し、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可） ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みのPRと障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

(2) ナゴヤあいサポート事業

区 分	内 容	
趣 旨	<p>『あいサポート運動』とは、障害の特性を理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会を皆でつくっていく運動のことをいう。</p> <p>本市では、障害への理解を深め、身近なところから心のバリアフリーを意識した行動を行う「意識のバリアフリー行動」の実践に向け、「ナゴヤあいサポート事業」として、令和6年10月より導入予定。</p>	
実施主体	<p>名古屋市 ただし、「障害者理解に関する講師派遣事業」等と連携として実施</p>	
事業内容	あいサポーター研修	<p>対象者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合研修（市民向け）の実施 【令和6年度】3回・計500人参加予定 (キックオフ講演会+集合研修：1回、集合研修：2回)</li> <li>・「障害者理解に関する講師派遣事業」（5名以上の学校や企業・団体向け）を活用して実施</li> <li>・市職員研修において実施</li> </ul>
	研修内容（基本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害の社会モデル・「あいサポート運動」（30分程度）</li> <li>・障害の基本的な知識・考え方（障害の社会モデルの説明等）</li> <li>・「あいサポート運動」の趣旨・目的等について</li> <li>■様々な障害についての理解（60分程度）</li> <li>・それぞれの障害の内容・特性</li> <li>・障害のある方が日常生活で困っていること</li> <li>・その時に必要な配慮等（「こんなときどうする？」の内容を活用）</li> </ul>
内容	「あいサポーター等」の認定	<p>・研修受講者を「あいサポーター」又は「あいサポートキッズ」（小・中・高校生）として認定し、バッジ又はストラップを交付</p> <p>・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、ステッカーを交付</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートバッジ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートストラップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートステッカー</p> </div> </div>
	ステップアップ研修	<p>・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施 (令和7年度開始予定)</p>

## 【参考】あいサポート運動とは

「あいサポート運動」は、誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会を、皆で一緒につくっていく運動のことをいう。

また、この「あいサポート運動」を実践する方を「あいサポーター」といい、所定の「あいサポート研修」受講後、「あいサポーター」として認定される。

### 【あいサポート運動の背景】

平成21年11月に鳥取県で始まり、全国に広がっている運動。

令和6年5月現在、8県16市6町が連携協定を締結し、この運動に取り組んでいる。

- ・あいサポーター数：666,106人
- ・あいサポーター企業・団体：2,986企業・団体

### 【あいサポートの名前】

あいサポートの名前は、鳥取県で公募により決定されたもの。愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味している。

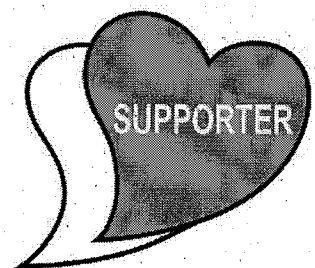
### 【あいサポート運動のシンボルマーク】

バッジのデザインは、障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現している。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現している。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしている。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められている。



あいサポート運動 シンボルマーク

### 3 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和5年4月～令和6年3月) ※特記以外は令和6年3月末時点

#### 1 障害者差別に関する相談、調査及び調整

#### 1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※ ( ) 内は、対応延べ件数

(単位：件)

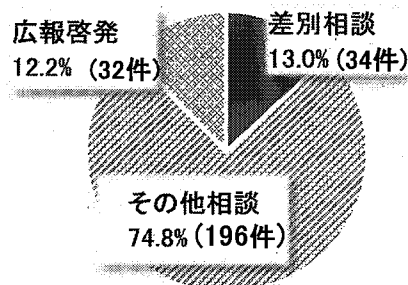
	センターに直接寄せられた相談	地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談	地域の相談窓口が受け対応した相談	総計
差別相談	29 (589)	3 (6)	2 (2)	34 (597)
その他相談	188 (503)	2 (9)	6 (14)	196 (526)
広報啓発	32 (84)	-	-	32 (84)
総計	249 (1176)	5 (15)	8 (16)	262 (1207)

**【地域の相談窓口】**

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター

**【相談の内訳】**

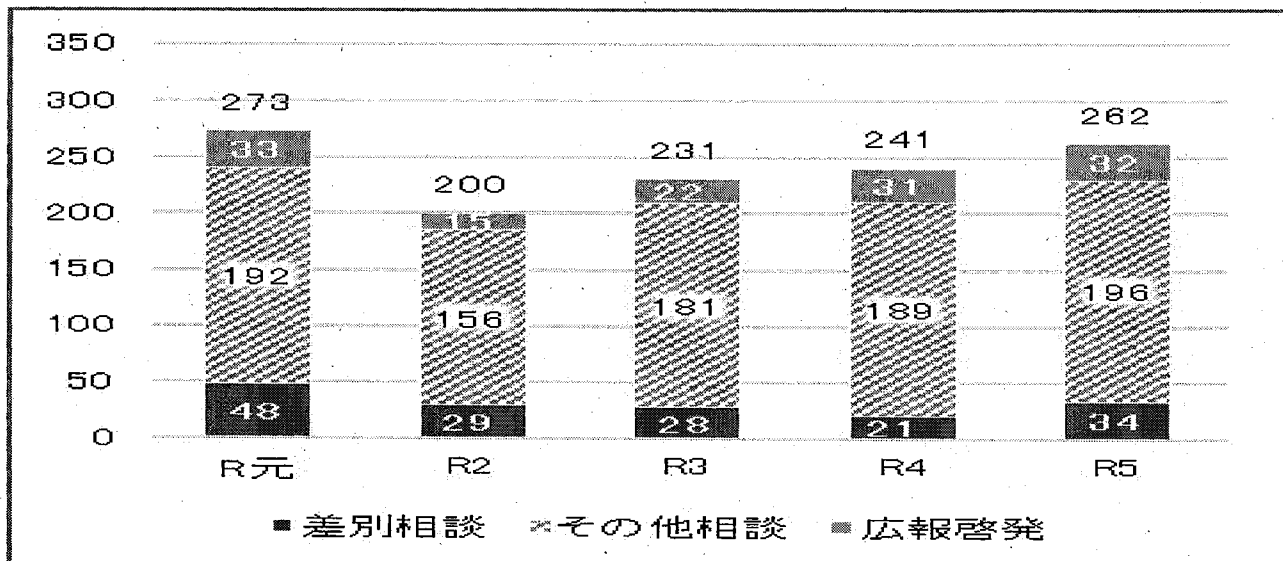
- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼 など



センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、262件（延べ1207件）で、昨年度に比べ21件増加しました。このうち、差別相談は34件（延べ597件）となり、昨年度より13件増えました。地域の相談窓口での対応件数が8件あり、事業者からの相談も、差別相談34件中2件、その他相談196件中16件ありました。

**【参考】相談受付実数(年度別)**

(単位：件)

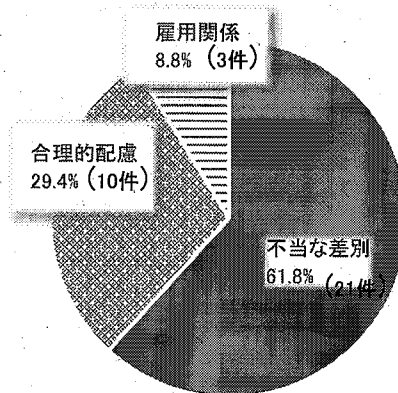


## 2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

### (1) 差別の分類

(単位：件)

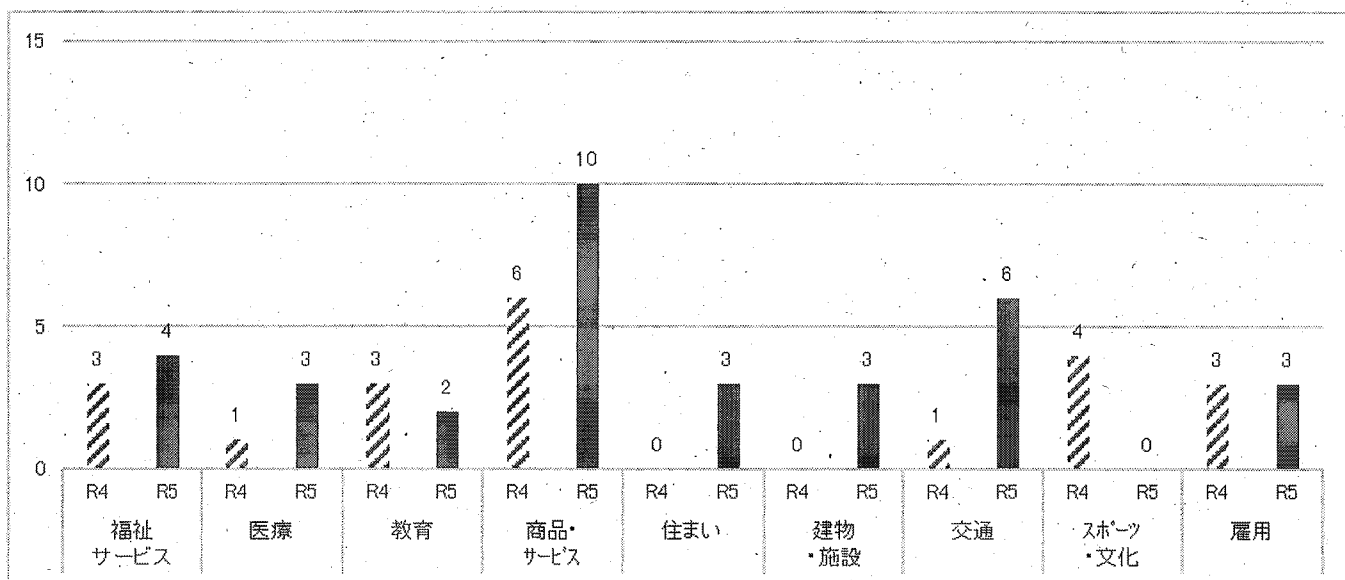
差別の分類	R4	R5
不当な差別	14	21
合理的配慮	4	10
一般私人関係	0	0
雇用関係	3	3
総計	21	34



センターが差別相談として受理し対応した事案は、【別表】のとおりです。この中には、地域の相談窓口から対応を引き継いだもの（3件）も含まれています。

### (2) 相談分野

(単位：件)



#### 【相談分野の例】

- ・「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- ・「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- ・「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- ・「交通」…電車、バス、タクシーなど
- ・「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

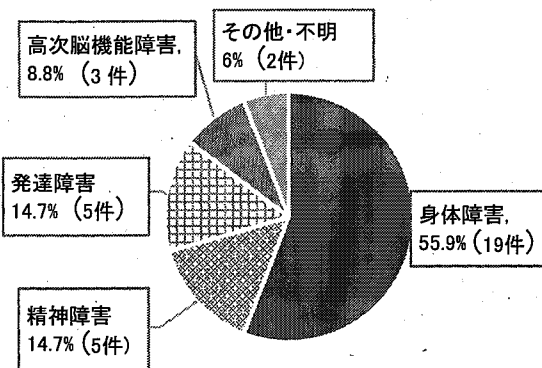
「商品・サービス」の分野での相談が10件と最も多く、うち1件は事業者からの相談でした。

「交通」の分野6件のうち、1件は事業者からの相談、3件は車いすユーザーの方からタクシー及び市バスの利用に関する相談、2件は視覚障害のある方から鉄道の駅での誘導に関する相談でした。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位：件)

障害種別	R4	R5			
		計	男	女	不明
身体障害	12	19	12	6	1
視覚	2	7	3	3	1
聴覚	4	5	5	0	0
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	5	7	4	3	0
内部	1	0	0	0	0
知的障害	1	0	0	0	0
精神障害	4	5	2	3	0
統合失調症	0	0	0	0	0
うつ病	3	3	1	2	0
双極性障害	0	0	0	0	0
不安障害	0	0	0	0	0
その他・不明	1	2	1	1	0
発達障害	3	5	3	1	1
広汎性	1	3	2	1	0
学習障害	0	0	0	0	0
その他・不明	2	2	1	0	1
高次脳機能障害	0	3	3	0	0
難病	0	0	0	0	0
その他・不明	1	2	1	0	1
総計	21	34	21	10	3



差別相談34件のうち、身体障害のある方からの相談が最も多く19件ありました。視覚障害と肢体不自由のある方からの相談がそれぞれ7件と最も多く、聴覚障害のある方5件のうち2件は、電話リレーサービスを介しての相談でした。

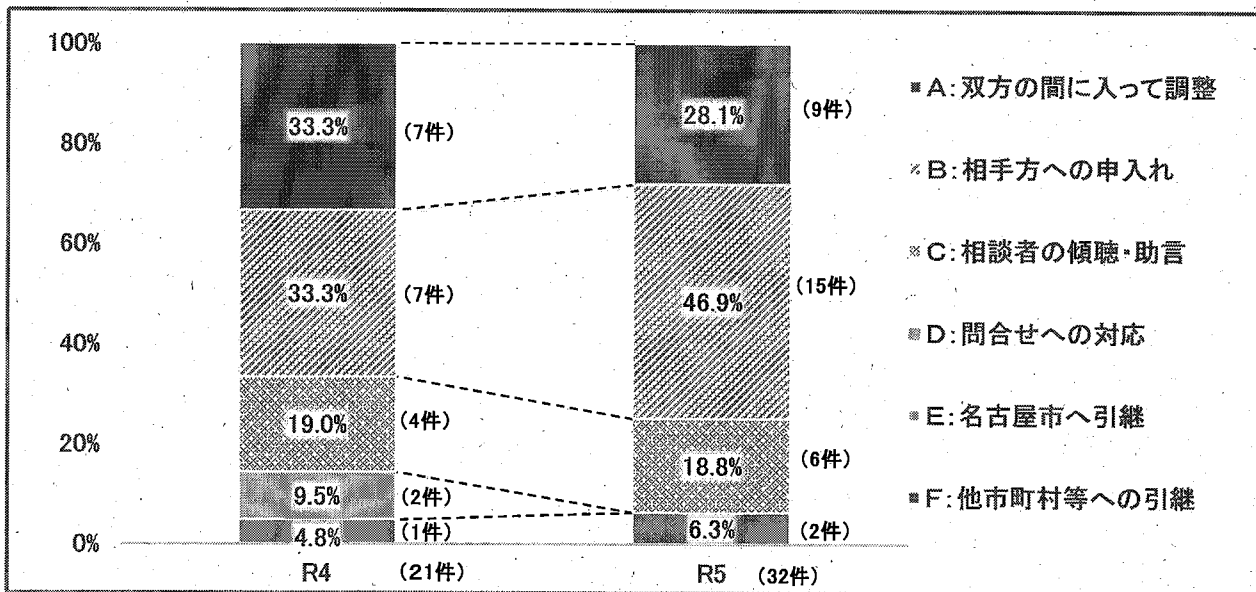
障害種別と性別が共に不明の1件は、「市民の声」からの相談でした。

※事業者からの相談

障害のある方がより利用しやすい事業所を目指すため、事業者より環境の整備や合理的配慮について相談がありました。点字ブロックや触知案内図等のバリアフリーについて、懸念点と改善案を挙げ、障害のある方への対応に関して意見交換を実施しました。

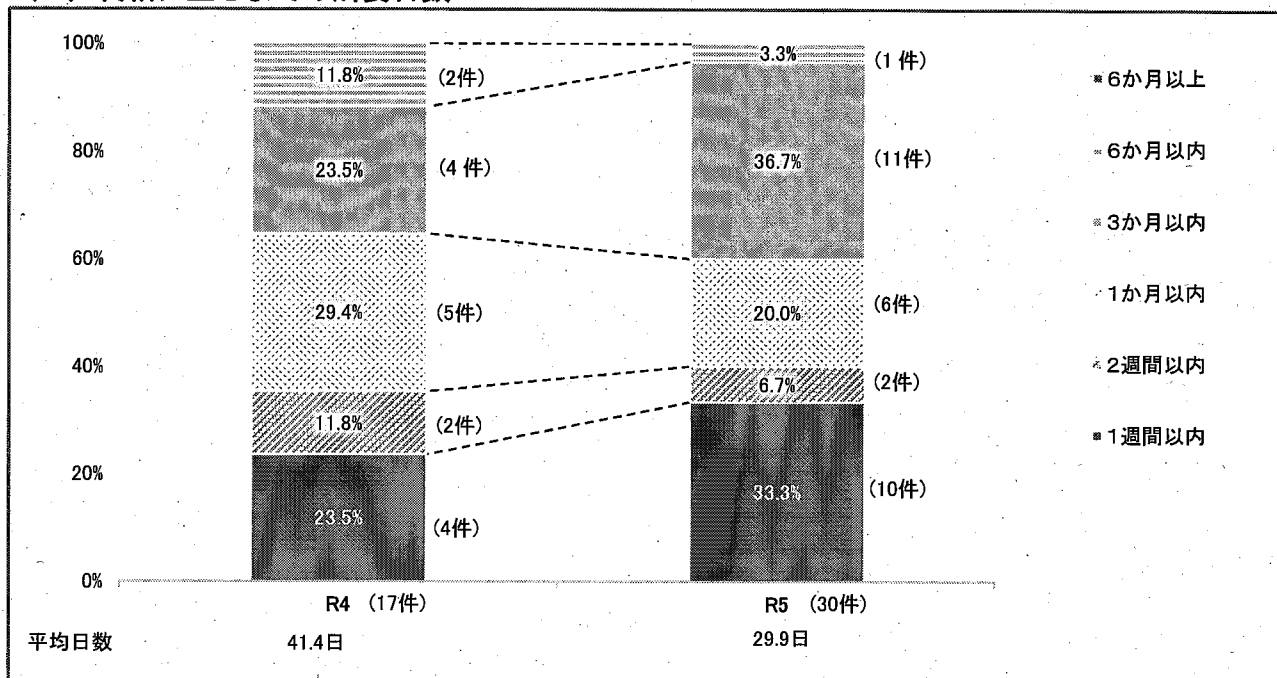
### 3 センターにおける差別相談の対応状況

#### (1) センターによる調整の状況



センターが対応した差別相談32件（地域の相談窓口が対応した2件を除く）のうち24件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記A及びB）を行いました。

#### (2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談30件中29件は、3か月以内に対応を終結し、うち10件は1週間以内に終結しています。終結に至るまでの平均日数（29.9日）は昨年度に比べて短くなりました。

## II 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実績	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数	12回 (0回)	8回 (6回)	7回 (3回)	10回 (1回)	12回 (1回)
審議件数	109件	53件	37件	40件	66件
1回あたりの審議件数	9.1件	6.6件	5.3件	4.0件	5.5件

※ ( ): オンライン開催回数

## III 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

### 1 地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」(区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター)に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研修内容	参加人数
1	5月30日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消について～国連障害者権利委員会の総括所見をふまえて～」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長 田中 伸明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田	25人
2	8月10日 (来場)	○講義「名古屋市の特別支援教育について」 名古屋市教育委員会指導部指導室 指導主事 岩井 圭志 氏 ○事例検討(グループワーク) ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター 職員	17人
3	10月17日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消法改正のポイント～基本方針を読み解く～」 弁護士、田嶋・水谷法律事務所 川瀬 麻絵 氏 ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田 ○障害者差別解消法の改正に係る名古屋市の対応状況等について	8人
4	2月28日 (来場)	○講義「発達障害の理解と対応」 名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」 小川 真紀 氏 ○事例検討(グループワーク) ★虐待相談センターと合同開催	7人



## 2 その他の研修

愛知労働局、ハローワーク、障害者差別相談センター各相談窓口が対応する障害者差別相談について知り、今後の相談対応や連携に生かすことを目的に第1回障害を理由とする差別に関する相談勉強会を実施しました。

日 時：令和5年6月14日（水）午後2時～3時半

参加者：愛知労働局・ハローワーク・障害者差別相談センター・障害企画課職員 11人

会 場：総合社会福祉会館 権利擁護推進部会議室

内 容：各相談窓口における「障害を理由とする差別相談」について知る

## IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

### 1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例等について、受講者等の状況に合わせて、対面の他にオンライン（令和5年度1件）でも実施しました。

受講対象	R3	R4	R5
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者（本人・団体）	2件（11人）	1件（6人）	1件（5人）
事業者（福祉サービス）	6件（174人）	8件（286人）	18件（308人）
事業者（一般）	3件（45人）	5件（101人）	6件（155人）
市・区役所等	0件（0人）	4件（89人）	4件（196人）
一般市民	7件（343人）	9件（572人）	6件（196人）
地域関係団体	4件（53人）	4件（110人）	0件（0人）
合 計	22件（626人）	31件（1164人）	35件（860人）

### 2 企業向けセミナー

令和6年度から民間事業者における合理的配慮の提供が法的に義務化されることに鑑み、障害に対する理解促進や障害のある方に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に実施しました。

日 時：令和5年11月22日（水）午後2時～4時

会 場：総合社会福祉会館 研修室（北区清水4-17-1 7階）

開催方法：来場型とオンライン（ハイブリッド）

内 容：第1部 改正障害者差別解消法について

講師：川瀬 麻絵氏（弁護士）

第2部 障害を理解しよう

講師：佐藤 一人氏（聴覚障害当事者）、竹内 ゆかり氏（視覚障害当事者）

第3部 アイマスク体験（来場参加者のみ）

講師：名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局

参加者数：来場参加者数6人 オンライン参加者8人 合計14人

### 3 市民講演会

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、考えるきっかけをつくることを目的に実施しました。

日 時：令和6年3月2日（土）午後1時30分～4時

会 場：中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目1番8号）

内 容：テーマ「差別や偏見のない共生社会をめざして」

第1部 大前 光市氏（義足のプロダンサー）

トーク&パフォーマンス「誰にでも輝ける場所がある」

特別出演 KAZUKI 氏（手話パフォーマー）

第2部 トークセッション「共生社会の実現について考えよう！」

コーディネーター 田中 伸明氏（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

登壇者 大前 光市氏、KAZUKI 氏、川瀬 麻絵氏（弁護士）

神村 昌克（障害者差別相談センター統括責任者）

参加者数：313人

### 4 その他の広報関係

#### (1) センターニュースの発行（第15号・第16号）

センター業務への理解と周知のほか、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第15号・第16号を5月・11月に地域の相談窓口（61か所）及び市内ハローワーク（3か所）の他、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

#### (2) 民間事業者意識調査（アンケート）の実施

事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識を把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

調査方法：相談事案関係事業者、出前講座参加事業者等へアンケートを郵送。

名古屋市商工会議所「メールマガジン」等によるwebアンケートの実施。

回 答 数：150件

結果報告：センターホームページに掲載（令和6年2月）

#### (3) 事業者向け相談事例集の作成

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されるにあたり、事業者の障害に対する理解の向上、障害者差別解消の推進を目的として、センターが対応した相談を基にした事例集を作成しました。

周知方法：センターホームページに掲載・市内事業所や関係機関等に送付（令和6年3月）

#### (4) 駅スクエアビジョン広告（デジタルサイネージ）の実施

期 間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月31日（日）

時 間：6時～24時

場 所：名古屋駅地下通路（桜通口）

【別表1】 障害者差別相談センターが対応した差別相談一覧／令和4年度4～3月（令和5年度継続事業）

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者  
 【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化 その他  
 【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	身：聴覚	民間	福祉サービス	聴覚言語障害のある夫婦がサービス付き高齢者向け住宅の入居申し込みをしたところ、緊急時にコミュニケーションが困難であるため安全確保が難しいという理由で契約を拒否された。	不当	当事者宅を訪問し面談をしたところ、コミュニケーションボード等工夫をすれば十分コミュニケーションが取れることを確認した。審査過程で当事者との協議が欠けていることから、建設的な対話をした上で改めて審査するよう再三申し入れたが、当該運営法人の見解は変わらず不調となった。相談者及び当事者には障害者差別解消調整委員会への申し立てについて情報提供した。	A
2	身：肢体不自由	民間	商品サービス	名古屋市住宅都市局が水上交通事業としてクルーズ運行を業務委託している会社に「車いすでも乗れますか」と車いすユーザーの男性が電話で聞いたところ、「車いすは無理です」と断られた。誰でも乗れる船を運行してほしい。計画の段階からニーズを取り入れてほしい。	不当	現地調査を行い、船に段差があることから、車いすでの乗船が不可能であることを確認した。障害企画課を通じ所管局に確認をしたところ、「乗船場、船において課題はあるが、予算の都合上、現状のモデル試行の中ですぐに解決することは難しい」とのことであった。センターは現状できる工夫を合理的配慮として考えていくこととし、所管局から、「従業員による介助で可能な限り対応する」「今後のクルーズ運行についての有識者会議に福祉分野の委員を入れる」と決定したことを確認した。当事者（相談者）、行政、センターの三者で意見交換を行い、相談者には一定の理解を得た。	B
3	精：うつ病	民間	スポーツ・文化	市内にある暗闇フィットネス（トランポリン）に興味があり、ホームページを閲覧したところ、精神病がある人は登録できない規約になっているため、改正してほしい。改正後は利用したい。	不当	本社に対し、障害によって一律に断ることのないよう、障害者差別解消法をふまえた規約改正の検討が必要であると説明した。事業者からは、規約改正を検討すること、改正されるまでの間は個別の対応で利用できる旨の回答を得た。なお、本社には進捗があった場合は連絡をいただくこととし、センターでは規約が改正されるまで定期的に確認を行うこととした。	A
4	精：うつ病	民間	スポーツ・文化	市内にある暗闇フィットネス（ボクシング）に興味があり、ホームページを閲覧したところ、精神病がある人は登録できない規約になっているため、改正してほしい。改正後は利用したい。	不当	本社に対し、障害によって一律に断ることのないよう、障害者差別解消法をふまえた規約改正の検討が必要であると説明した。事業者からは、規約改正を検討すること、改正されるまでの間は個別の対応で利用できる旨の回答を得た。なお、本社には進捗があった場合は連絡をいただくこととし、センターでは規約が改正されるまで定期的に確認を行うこととした。	A

【別表2】 障害者差別相談センターが対応した差別相談一覧／令和5年度（地域の相談窓口から引き継いだ3件を含む）

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者  
 【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化 その他  
 【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	高次脳機能障害 発達：自閉スペクトラム症	民間	福祉サービス	父が現在入居している住宅型有料老人ホーム閉鎖に伴い、系列の介護付有料老人ホームに転居することとなったが、明確な説明がないまま障害や偏見等を理由に入居を断られた。	不当	住宅型有料老人ホーム及び介護付有料老人ホームに事実確認をしたところ、高次脳機能障害に対するスタッフの知識不足に伴う対応の懸念や不安から入居を断る判断に至り、当事者や相談者と話し合うことが不足していたことがわかった。今後は、入居を前提に、施設の事情も含めて本人や家族と一緒に話し合い、障害を理由に断ることのないようお願いした。また、障害者差別解消法や障害について理解を深めていただくために参考資料を送付し、スタッフ間での共有を依頼した。相談者へフィードバックし、センターの対応を終了した。	B
2	精：うつ病	民間	商品・サービス	ビジネススクールのキャリアコンサルタント養成講座の説明会に参加したところ、精神障害を理由に受講を拒否された。募集要項の内容も差別と思われる。	不当	マネジャーの口頭説明が「一律に精神障害者の受講を断る」と感じさせるものであったため、募集要項に基づいた適切な説明をすることを申し入れた。募集要項の内容について、資格を所管する厚生労働省に問い合わせたところ、精神障害者の受講を断るものではないとの見解であったが、欠格とする範囲が職業能力開発促進法やその施行規則よりも広いような印象を与える可能性があるため、表記の仕方を工夫してはどうかと提案した。相談者へフィードバックし、センターの対応を終了した。	B
3	精：うつ病	民間	住まい	うつ病を理由に審査をしてもらえず入居拒否された。	不当	センターが介入する方向で話を聞いたが、相談者は個人の特定を懸念しており、相談者から、今回は当該不動産会社へ話を通すのは辞めたいとの申し出があり、センターの対応を終了した。	C
4	身：肢体不自由	民間	交通	車いすユーザーから雨天時屋根がない場所でのUDタクシーの利用を拒否されると相談があった。	不当	事実確認をしたところ、スロープ事故等安全面と健康面から断ったと回答を得た。タクシー協会やメーカー、国土交通省、同業他社へ問い合わせ、現状では、雨天時に降雨量によっては屋根がない場所での乗車は危険が伴うことは否定できなかった。当該タクシー会社へは、小雨の場合は、できる限りの対応をお願いするとともに、雨量が多い場合は、お客様に場所を指定していただく際に、屋根のある場所をイメージしやすいよう案内に工夫していただき、柔軟な対応と丁寧な説明をしていただくよう申し入れた。相談者からは一定の理解を得、メーカーにも雨天時の課題として意見を伝えた。	B
5	精：うつ病 発達：ADHD	市	雇用	娘が大学の学内アルバイトに申し込んだが、障害を理由に断られた。大学の考え方を改め、対応改善してほしい。	雇用	学内アルバイトの取り扱いについて、愛知労働局に問い合わせたところ、障害者雇用促進法の対象になるとのことであった。愛知労働局で相談できるよう調整し、ハローワークが対応することとなった。相談者へその旨を伝えて了承を得た上で、本件を愛知労働局に引き継ぎ、センターの対応を終了した。	F

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
6	身:視覚	民間	商品・サービス	盲導犬を同伴して商店街にある飲食店を訪れたところ、応じた店員から入店を断られた。商店街の全店舗に厚生労働省の補助犬のパンフレットを配布し、どのお店でも補助犬が入店できるようにしてほしい。	不当	当該店舗を訪問し、事実確認と、障害者差別解消法の説明を行い、今後、拒否することのないよう注意喚起した。保健センターからもほじょ犬ステッカーを配布され、指導された。また、経済局地域商業課及び、障害企画課から、商店街組合に協力いただき、各加盟店舗への補助犬法の啓発と、センターからは、障害者差別解消法の啓発を行った。	B
7	高次脳機能障害	民間	雇用	ハローワークを通じて障害者雇用で働いているが、雇用先で配慮してもらえない。障害特性を理解してもらえず、聞き取りづらい方向から話しかけられたり、一部の仕事しかさせてもらえない。	雇用	雇用先での差別相談であったが、相談者がハローワークと上手く相談ができなかったため、センターからハローワークに連絡し、再度相談に対応していただくよう調整した。	C
8	身:聴覚	民間	医療	電話リレーサービスを介しての相談。オンライン診療で薬を処方してもらおうとしたところ、「耳が聞こえないのであれば無理」と薬の処方を2つのクリニックから断られた。	不当	当該事業者が県外所在のため、相談者の了承を得た上で、当該県管轄の障害者権利擁護センターに対応できるか確認し、相談内容を引き継いで、センターの対応を終了した。	F
9	身:肢体不自由	民間	商品・サービス	(事業者からの相談) エスカレーターの更新の際に、現エスカレーターの生産が終了していたことから、車いす使用者の利用ができない仕様へと変更となった。今後は迂回路を案内するが、納得されない方に対してどこまで対応したらよいか。	合配	現地調査を行った結果、車いすユーザーがエスカレーターを利用できなくなったやむを得ない事情はあるが、代替案の検討や丁寧な説明は必要であることを伝えた。センターの見解を踏まえ当該商業施設全体で検討し、対応を判断してもらうことになることを伝えて、一定の理解を得た。	B
10	発達:自閉スペクトラム症	民間	教育	娘は認定こども園に通っている。加配保育士の退職に伴い、娘の障害程度が対応できる範囲を超えており、新しい加配保育士の配置も困難であることから、園から退園を求めるような文書を提示された。今の認定こども園に通い続けさせたい。	不当	文書からは退園を求めているとは読み取れず、認定こども園に事実確認した。園としては、退園を促す意図はなく、支援方針の見直しを提案するものであったことから、不当な差別的取扱いがあるとは判断できなかった。しかし、各関係機関へ話を伺ったところ、それぞれが支援に対する考えを持っているにもかかわらず、それを共有し、調整する支援者がいなかったため、相談者及び各関係機関に話し合いの場を設けることを提案した。	A
11	身:視覚	市	福祉サービス	全盲のため、区役所からの通知書を読み上げてほしいと電話で伝えたところ、「個人情報のため、読み上げはできない」と言われた。	合配	障害企画課と調整し、センターより区役所へ確認したところ、「自宅への送付は事前に承諾を得ており、行政手続き上の重要な通知は、電話で伝えることはできない」との回答を得た。役所から届いた文書が読めずに困っている視覚障害者からの合理的配慮の申し入れに対して、一律に断るのは、合理的配慮の不提供の可能性があり、何らかの対応を考える必要があることを、当該区役所へ伝えた。後日、電話での本人確認の方法や、どこまで対応できるかを検討された。	B
12	不明	民間	建物・施設	「市民の声」より「商業施設の地下フロアで行われるイベントで、点字ブロックの一部が潰されている。ルートを変える等対策が必要ではないか」と申し出があった。	合配	当該施設へ、イベント主催者へも仮設の点字ブロックの設置や警備員の配置を申し入れするとともに、イベント主催者へも周知・徹底するよう伝えた。当該施設からは、警備員やイベントスタッフにより誘導を行うこと、また人員の確保が難しい場合は、点字ブロックを塞がないようにイベントを開催することをイベント主催者へ通達し、管理していくとの回答を得た。	B
13	身:聴覚	民間	医療	聴覚障害のある当事者が、WEBでの予約時に耳が不自由であることを入力し、心療内科に行ったが、「筆談による受診はできない」と言われ、受診できなかった。	不当	当該クリニックに事実確認したところ、筆談だけでは医師の適切な治療を伝えられない可能性があり、安全な医療の提供ができないため断ったとの説明があった。センターからは、円滑なコミュニケーションについて、患者と一緒に考える姿勢が必要であることを伝えるとともに、筆談に代わる方法としてアプリを紹介したところ、対応改善を図ると回答を得た。相談者にフィードバックしたところ、当該クリニックの今後の対応改善に期待を示され、センターの対応は終了となった。	B
14	発達:自閉スペクトラム症 ADHD	民間	商品・サービス	重層的支援で関わっている発達障害の男性が、詐欺に会い裁判を行っているが、弁護士との面談では、専門用語や早口の説明で内容が理解できず、困っている。	合配	当該弁護士に事実確認をしたところ、図解や説明の仕方に工夫して、一定程度の合理的配慮の提供はされていた。当事者の障害特性に配慮し、円滑なコミュニケーションを図るため、主治医からのアドバイスを当該弁護士と支援者と共有し、面談時のルールづくり等を提案した。	A
15	身:視覚	民間	住まい	セーフティネット住宅に入居するために不動産会社と面談したが、後日、視覚障害を理由に自立できないと判断されて入居を断る文書が届いた。	不当	当該不動産会社に事実確認をしたところ、「総合的判断だが、面談した上で判断した。断った具体的な理由は相談者へ直接説明する。」と回答を得た。相談者は、当該不動産会社の謝罪に納得され、これ以上の調整を希望されなかった。センターからは、当該不動産会社に対し、入居における合理的配慮の提供について当事者と話し合い、丁寧な説明をするよう文書で申し入れた。	A
16	身:肢体不自由	民間	商品・サービス	マル優制度にて社債を購入しようとしたところ、証券会社よりオンライン口座にかわり総合口座を勧められた。言葉が出てこなくなる障害があるため文書によるやり取りを求めたが、電話でしか対応してくれない。	合配	当該証券会社に事実確認をした際に、当該証券会社では、マル優制度利用の場合はお客様による債権の直接購入はできず、郵送での書類の受け渡しは行っていなかったが、相談者の事情を勘案し、郵送でのやりとりで対応すると回答を得た。今後はお客様に対し丁寧な説明をするよう申し入れた。	A
17	身:聴覚	民間	商品・サービス	電話リレーサービスを介しての相談。飲食店のネット予約時、備考欄を通じて筆談での対応を求めたが、「筆談で対応できない。今回の予約は受けられない。」と返事があり予約さえできなかった。	不当	当該飲食店への申し入れにあたり、相談者より事前に連絡がほしいと希望があったため、何度も連絡を試みたが、不在のため連絡が取れなかった。相談者と連絡が取れないため一旦対応を終了した。	A

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
18	高次脳機能障害	民間	雇用	職場の上司から障害を理由に在宅で仕事するよう言われた。従わなければ評価を低くされる。	労働	匿名相談で、通話中に電話が切れた後、相談者との連絡がつかなかったため一旦対応を終了した。再度相談があれば詳細を確認した上で、ハローワークにつなぐこととした。	C
19	身:視覚	民間	商品・サービス	視覚障害者のみで食事をするために飲食店に電話予約したところ、以前ヘルパーと食事をした時に接客した店員から「持ち帰りはいいが、店内飲食ではヘルパーのような対応はできない」と言われ、予約ができなかった。	不当	当時は交渉せず予約を断念したことから、自身で当該飲食店と話をしたいとの相談者の意向により、介入はせず傾聴に努めた。再度入店拒否などがあつた場合はセンターに相談してほしいと伝え、一旦対応を終了した。	C
20	身:視覚	行政	交通	地下鉄駅ホームの点字ブロックが、柱につけられた鎖により使用できない。	合配	現地調査を行った結果、ラッシュ時は混雑解消のために柱に鎖を付けて利用者の安全を確保し、鎖の前に駅員1名を配置して利用者の誘導に努めているとわかった。合理的配慮の不提供はなかったが、相談者よりいただいた駅員の接遇に対する意見をお客様ご意見係へ伝えた。相談者からは、駅員の接遇に改善が見られたと報告を受けた。	B
21	身:視覚	民間	交通	駅の改札で誘導は不要と伝えたが、駅員が来るまで待たされ、断つてもついてきたり行き先を尋ねられた。安全上の措置と理解できるが、過剰な配慮は利用しづらい。	不当	当該鉄道会社に、誘導が不要な場合は、不快感を抱かせないよう適度な距離を保ち見守る等、更なる対応の改善を申し入れた。当該鉄道会社より、今後も安全輸送の確保と輸送サービスの向上に努めると回答を得た。	B
22	その他 (足と腰の障害)	民間	建物・施設	市民より、「イベントで、会場のエレベーターを使用しようとしたところ、スタッフから女性しか使用できないと言われた。」と申し出があつた。	不当	事実確認をしたところ、トラブル防止のためエレベーターは出演者のみ使用可能としていたと回答を得た。エレベーターを必要とする方からの配慮の申し出があれば可能な限りの対応及び丁寧な説明することをお願いした。また、回答の中に車いすの人でも基本的にエレベーターは使用できず、付添者同伴での来場を依頼して対応を任せているとの内容があつたことから、障害のない人にはない条件を付けている可能性があるため、出演者の安全確保の上、スタッフとお客様双方にとって負担の少ない方法での対応の検討を文書で申し入れた。	B
23	発達:自閉 スペクトラム 症 聴覚過敏	民間	建物・施設	聴覚過敏により、自宅の隣にある工場が出す金属音やトラックのバック音に悩んでいる。工場には防音対策をしてほしい。	合配	公害対策室へ話を伺ったところ、当該工場にはすでに苦情として伝えているが、音の大きさは基準値以下のため行政指導としては難しく、相談者にも説明はしていると回答を得た。相談者には、近隣の方と情報共有をして、地域の困りごととして相談したり、自身の対策としてイヤーマフの利用や障害者住宅改造補助金の制度の相談について情報提供した。	C
24	精:不明	民間	商品・サービス	生活費の一部を自分で管理するために、銀行で口座開設しようとしたところ、「障害者で何かあつたら困るから」「生活保護費の入金以外はだめ」と断られた。	不当	当該銀行に事実確認をしたところ、生活保護受給者の貯蓄目的の口座開設に疑問があつた。また、自宅から離れた店舗で開設する理由が不明瞭なため断った、ということであつた。センターから貯蓄目的ではなく、生活費を自身で管理するための口座開設である等の事情を説明したところ、当事者の話を聞いた上で判断するとの回答を得た。しかし、相談者が別の銀行での口座開設を希望し、これ以上の調整を望まなかったことから、当該銀行へ状況を説明した上で、今後は適切に対応していただくよう依頼して対応を終了した。	A
25	身:肢体不自由	民間	福祉サービス	通っている就労継続支援B型事業所が企画した、皆勤賞の褒賞としての食事会へ、足に障害があることを理由に連れて行ってもらえない。	不当	相談者より、事前に障害の程度を確認した上で、当該事業者へ事実確認を行うことに了承を得たが、その後連絡がつかなくなったため、一旦対応を終了した。	B
26	発達:不明	民間	教育	聴覚過敏により、リコーダーの音に耐えられず、リコーダーを使用する授業だけ別室で学習することを学校にお願いしたが認められなかった。	合配	相談者に、聴覚過敏を理由に合理的配慮として、リコーダーの授業を別室で学習することを学校に求めることは可能であり、センターが調整することも可能と伝えたが、その後相談者より連絡がなかったため、対応を終了した。	C
27	発達:不明	民間	住まい	引越のために賃貸住宅仲介会社に行ったところ、「障害者には貸せない」と言われた。	不当	当該仲介会社に事実確認をしたところ、「大家の判断になるため借りられない可能性がある」と相談者に説明したのは事実であつた。一方で、この直前に1件契約に向けて入居の審査中であつた物件を相談者が急にキャンセルした経緯があり、大家と信頼関係を築くことが難しいかもしれないという疑念が背景にあることがわかった。センターからは障害を理由に物件を紹介しないことは不当な差別的取扱いに当たる可能性があるかと伝えた上で、今後は適切な言葉で丁寧な説明をしていただくよう申し入れた。その後、相談者と連絡がつかなくなったため、対応を終了した。	B
28	身:聴覚	民間	商品・サービス	自動車販売店で、店員に障害者手帳を見せて「耳で大きな声で話すか、紙に書いてほしい」と伝えたが、対応してもらえなかった。	合配	当該自動車販売店へ事実確認をしたところ、手帳の提示があつた時にはすでに相談者が興奮して話し合いができる状態ではなかったため、警察に通報した。センターから合理的配慮について説明をしたところ、今後は障害のあるお客様に適切な対応をするとの回答を得て、相談者へフィードバックし、対応を終了した。	B
29	身:視覚	民間	商品・サービス	飲食店に予約の電話をした際、「盲導犬を同伴してよいか」と聞いたが断られた。	不当	当該飲食店に事実確認をしたところ、犬アレルギーや盲導犬が店内にいることによる不利益、席まで厨房を通らなければならないことを理由に断つたと回答を得た。現地調査を行った上で、保健センターと情報共有したところ、保健センターの職員が、改めて当該飲食店を訪問して身体障害者補助犬法の説明をすることとなった。その後、本センターからは障害者差別解消法に関する資料や事例集を送付して周知を図り、対応を終了した。	A

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
30	身:聴覚	市	医療	市特定健康診査をWEB予約し、胃部X線検査を受診しようとしたところ、検査室の構造から聴覚障害者は受診できないと断れた。	不当	市所管課に事実確認をしたところ、対象は症状のない人のみだが、相談者には胃部に既往症があったため対象とならなかった。なお、体位変更等の指示が伝わらない場合には、レントゲン技師やヘルパーが補助している。今後は受診前の案内において、受診者が事前に申し出できる対応を考えたいと回答を得て、相談者へフィードバックし、対応を終了した。	B
31	身:肢体不自由	市	交通	(事業者からの相談) 車イスの市バス乗車における固定方法は、安全確保のために「4点固定」をルールとしているが、この「4点固定」ができないタイプの車イスを利用した方の乗車をお断りしたところ、「障害を理由とする差別ではないか」と言われた。これは、障害者差別にあたるのか。	不当 (調整中)		A
32	身:肢体不自由	市	交通	いつも乗車しているバス路線で、「4点固定」ができないことを理由に乗車拒否された。交通局へ苦情を伝えしたが、乗れない理由に納得がいかず、障害者差別だと感じた。	不当 (調整中)		A

### 【別表3】地域の相談窓口が対応した差別相談一覧／令和5年度

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者

【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化 その他

【調整レベル】 A:双方の間に入って調整 B:相手方への申入れ C:傾聴・助言 D:問合せ対応 E:市へ引継 F:他市町村等へ引継 G:センターへ引継

No.	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	精:不明	民間	福祉サービス	手の痺れにより、支給されている作業用ビニール手袋では細かい作業ができないため、薄手の作業用ゴム手袋を事業所(就労継続支援・B型)より支給してほしいと申し出たが、個人で用意するよう言われた。	合配	当該事業所に、合理的配慮の提供をお願いしたところ、薄いゴム手袋を支給していただけるようになり、対応を終了した。	A
2	身:肢体不自由	市	交通	市バスに電動車いすで乗車しようとしたところ、固定ができないとのことで拒否された。	不当	事実確認をしたところ、横転防止ベルトができない電動車いすであり、市所管課はメーカーとの実証実験を行った上で乗車できないことを通知していると回答を得た。相談者へは、市バス乗車に関するルールについては交通局、車いすについては販売店へ相談するよう案内し対応を終了した。	B

## 愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例

(令和5年10月～令和6年3月)

### 1 愛知労働局における相談事例（愛知県内）

#### (1) 集計件数

件数	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他の相談等
19件	4件	15件	0件

#### (2) 主な相談事例の概要

相談者	障害当事者（肢体不自由）
区分	合理的配慮の不提供
相談内容	名古屋市内で勤務していたが、郡部の拠点に転勤となった。駅から拠点までは徒歩20分ほどで、他の社員は自転車などを利用し通勤しているが、本人は右手欠損しており自転車を使用できない。雨の日などは視界も悪く通勤が危険であるため、名古屋市内に転勤を希望。
対応	ハローワークの職員が会社担当者と面談。郡部の拠点への転勤には会社の雇用管理上の経緯があって行ったもの。転勤先は、本人がスキルを活かせる業務、通勤しやすい拠点を選定している。しかし間もなく本人が自らの事情で名古屋へ転居、より通勤に負担がかかるようになってしまった。名古屋の以前の職場には戻せず、それ以外では本人のスキルを活かせる部署はない。規模の大きな会社で他の職員とのバランスも考え、拠点の移動には対応できないとの回答であったため、折り合いがつかず調停へ進んだ。

相談者	障害当事者（発達障害）
区分	合理的配慮の不提供
相談内容	スーパーの食品売り場で商品の品出し・消費期限チェックの業務を行っている。現在午後の勤務だが、聴覚過敏のため、開店前の時間が含まれ比較的静かな環境で作業ができる午前中の勤務への変更を希望しているが、他の方のシフトの関係、本人の行っている業務の関係で変更が受け入れられない。先日も訴えたところ、「無理です」と即答された。勤務時間の変更ができないのであれば、耳栓の使用を認めてもらいたい。



対 応	<p>労働局担当者が事業所担当者と面談。勤務時間については、本人の業務の性質上午後の勤務の方が望ましく、変更できない。耳栓の使用については、客に話しかけられたり、子どもがぶつかってきたりするため、安全配慮上使用は認めないとのことであった。</p> <p>耳栓は現在ノイズキャンセリング機能が付いた物、話し声を拾うものなど、機能が向上していることから、安全配慮上の問題で使用を排除すべきものでもなくなっている旨情報提供を行い、検討を促した。</p> <p>また、事業所として何度も話していることであるため「無理です」と即答しているが、本人は自分の都合の悪いことは頭に入らない特性があることを伝え、それを踏まえて粘り強く説明を行うよう助言した。</p>
-----	--

## 2 名古屋法務局における相談事例（愛知県内）

### (1) 集計件数

件数	雇用差別	結婚・交際に関する差別	商品・サービス等の提供拒否	差別表現	財産侵害	その他
86件	9件	2件	9件	14件	7件	45件

※ 障害のある人に関する相談件数

### (2) 主な相談事例の概要

相談者	障害当事者（発達障害者）
区 分	差別表現
相談内容	障害者支援を行う者から、相談者と重度障害者を比較し、「軽度の障害者に対しては配慮しない。」という意味に取れる発言をされ、障害の程度により合理的配慮の要否を判断しており、人権侵害に当たると考えるので、相手方に啓発してほしい。
対 応	人権侵犯事件として、現在調査中。

相談者	障害当事者（精神障害者）
区 分	その他
相談内容	就労支援事業所に勤務しており、備品の調子が悪いことを事業所内で共有してほしいと言ったが、対応してくれなかった。このことは、障害者であることを理由としたものであり、障害者差別に当たると思う。法務局で人権侵害であると判断したら、相手方にその旨を伝えたい。
対 応	現時点では、当局から人権侵害であるかどうかはお答えできない。相談者が不快に思われたのであれば、そのお気持ちを相手方に伝えてみてはどうかと助言した。



## 名古屋市障害者差別解消支援会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づき、本市における障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、名古屋市障害者差別解消支援会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (目的)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び意見聴取を行う。

- (1) 障害を理由とする差別に関する相談事例に関すること。
- (2) 相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること。
- (3) 相談事例の解決を後押しするための関係機関相互の連携の推進に関すること。
- (4) 障害及び障害者に対する市民の理解の促進に関すること。
- (5) その他本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから健康福祉局長が依頼する者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 障害を理由とする差別の解消に係わる関係機関及び関係団体に属する者
- (4) その他健康福祉局長が必要と認めた者

### (座長)

第4条 会議の座長は、構成員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。

### (会議の公開)

第5条 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮って、非公開とすることができる。

### (秘密保持義務)

第6条 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (謝金)

第7条 会議に出席した構成員への謝金は、1回あたり11,600円とする。

- 2 前項の規定は、国の行政機関及び地方公共団体の職員である構成員には適用しない。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

名古屋市障害者差別解消支援会議 委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者	弁護士	櫻井 義也
	日本福祉大学社会福祉学部准教授	藤井 渉
障害者福祉 事業従事者等	名古屋市身体障害者福祉連合会会長	橋井 正喜
	名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
	名古屋市精神障害者家族会連合会会長	池山 豊子
	愛知県重症心身障害児（者）を守る会会長	高嶋 みえ
	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
	わっぱの会理事長	斎藤 縣三
	日本リウマチ友の会愛知支部副支部長	星野 敏江
	愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会副会長	奥村 嘉章
	愛知県精神障がい者福祉協会	荒川 浩平
	愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
	名古屋市視覚障害者協会会長	田中 伸明
	名古屋市聴言障害者協会理事	平野 千博
	名古屋手をつなぐ育成会会員	梶 昌弘
	名古屋サーティーン代表理事	河合 俊光
関係機関等	名古屋法務局人権擁護部第二課長	小澤 忠
	愛知労働局職業安定部職業対策課長	神谷 しのぶ
	名古屋市医師会理事	児玉 充央
	名古屋市歯科医師会会長	都島 誠一
	名古屋市薬剤師会会長	矢野 宗敏
	名古屋商工会議所企画部長	白木 隆光
	名古屋市区政協力委員議長協議会副議長	中田 俊夫
	名古屋市民生委員児童委員連盟副理事長	石田 ゆり子
健康福祉局 長が必要と 認めたもの	健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）	榊原 昌志
	教育委員会事務局教育支援部特別支援教育課長	濱田 尚人
	昭和区保健福祉センター福祉部福祉課長	米田 善洋
	中村区保健福祉センター保健予防課長	蜂矢 裕之
	障害者差別相談センター統括責任者	神村 昌克
	西区障害者基幹相談支援センター副センター長	鈴木 美千代